

第4期南砺市協働のまちづくり推進会議 第6回推進会議 次第

日時：令和3年10月5日（火）午後7時～

場所：アスモ2階 大会議室

開 会

1. 委員長あいさつ

2. 協議内容

(1) 南砺市協働のまちづくり推進会議提言書に対する回答について

・・・資料1

(2) 第5期南砺市協働のまちづくり推進会議への引継ぎについて

・・・資料2

・ 申し送り事項について

3. その他

閉 会

令和3年8月26日

南砺市協働のまちづくり推進会議

委員長 林 則雄 様

南砺市長 田中 幹夫

南砺市協働のまちづくり推進会議提言書に対する回答について

残暑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、南砺市政へのご理解、ご協力を戴き誠にありがとうございます。

令和3年7月26日に提出していただきました提言書について、別紙のとおり回答いたします。今回のご提言を真摯に受け止め、今後も協働のまちづくりの更なる推進に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1. まちづくり基本条例や協働のまちづくりの普及について

これまで南砺市では、まちづくり基本条例の趣旨や内容を広く市民に情報共有するために、まちづくり基本条例解説版の作成や広報紙やホームページによる周知を行ってきました。

しかし、アンケート調査結果及び意見交換会などによると、市民、中でも若い世代への周知が不足しているという課題が浮き彫りになってきました。

そこで、まちづくり基本条例や協働のまちづくりの普及のため、下記について取り組むことを求めます。

- ・あらゆる機会を通じて、市民に対して、まちづくり基本条例や協働のまちづくりの一層の普及啓発に努められたい。
- ・市内小中学校の教育活動の中で、ふるさと南砺市のまちづくり基本条例や協働のまちづくりについて学ぶ機会を積極的に設けていただくとともに、その学びを通じて議論した内容を発表する場を設けるなど、児童・生徒が将来にわたって、ふるさと南砺市を誇りに思う取り組みができるような働きかけをお願いしたい。

【回答】

南砺市では、平成24年7月に南砺市まちづくり基本条例が施行されてから、広報なんと、南砺市ホームページ、まちづくり基本条例解説版の作成、市政出前講座の実施等で市民への周知を図ってきました。しかしながら、いただきました提言のとおり市民への周知が十分でないことから、今後もより一層の普及に努めてまいります。

例えば、現在実施している市政出前講座を行う際 資料 1-1 に、まちづくりの仕組みを定めたまちづくり基本条例について必ず触れるよう徹底することや、広報なんとで周知を図る等 資料 1-2、今後もさらなる普及に努めます。

また、市内小中学校の令和4年度以降の教育の中で、まちづくり基本条例や協働のまちづくりについて学ぶ機会 資料 1-3 を積極的に設けていただくよう教育委員会等に働きかけていきます。子どもたちには、この南砺市は他にも誇れる素晴らしいまちづくりを推進している魅力ある地方都市であることを知ってもらう機会を増やすとともに、将来、南砺に帰ってきたくなるような気運づくりに努めます。

2. 小規模多機能自治のさらなる推進について

南砺市では平成31年4月に、住民自治を推進するために小規模多機能自治の手法を用いた地域づくり協議会が発足し、現在31の地域づくり協議会がそれぞれの地域課題の解決に向けて活動しています。

しかし、それぞれの協議会の運営において若者や女性の参画が少ないことや、地域課題を解決するためのノウハウや実例が全市的に共有されていないこと、地域住民への情報共有が十分でないことなどの実態も見えてきました。

そこで、小規模多機能自治のさらなる推進に向けて、下記について取り組むことを求めます。

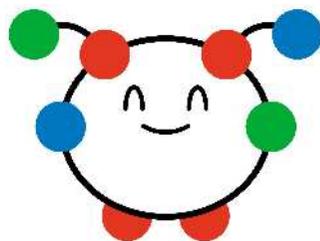
- ・地域づくり協議会の運営や地域課題を解決するための指針となるガイドラインを作成するなど、組織強化や役員の交代などに対応できる支援をお願いしたい。
- ・広報紙やホームページの更新だけでなく、LINEやSNSなどを活用したプッシュ型の情報発信ツールを推進するなどの検討をお願いしたい。
- ・地域づくりを活発なものにするために、地域内外の優良事例の収集及び情報提供に努めるとともに、各地域づくり協議会の進捗状況を把握・検証し、住民が評価しやすくするための基準の設定などの調査研究を行うこと。

【回答】

南砺市では平成31年4月に地域づくり協議会が発足し、現在は、全ての地区で地域づくり協議会が地域課題の解決に向けて活動しており、全国でも先進的な取り組みであると注目されております。いただきました提言にある実態を鑑み、今後は各地域づくり協議会の自主性を重んじながら、下記について取り組みたいと考えております。

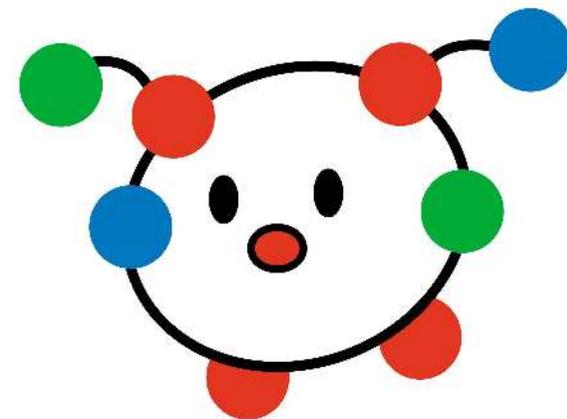
- ・地域づくり協議会の事務局の交代時にスムーズに引き継ぎができるよう、地域づくり協議会の運営や地域課題を解決するための指針となるガイドラインの作成に取り組みます。
- ・地域づくり協議会向けに、LINEやSNS等プッシュ型の情報発信の推進のためのセミナーの開催や、情報共有ツールの普及を図る等、今後も地域づくり協議会の情報発信・情報共有がさらに進むようなんと未来支援センターと連携を図りながら取り組んでまいります。
- ・各地区取り組み発表会等を活用し、市内の優良事例の情報提供に努めます。また、各地域づくり協議会の取り組みに対して、地区住民が認識を新たにすることで、より良い地域づくりが期待されることから、他市の取り組み事例等を情報収集し、南砺市の実情に合った評価基準の設定ができるよう検討いたします。

今日は、市政出前講座
「セツメール隊」
 の申し込み
 ありがとうございます！！



-1-

本編に入る前に、、、、

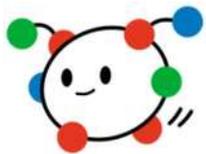


-2-

そもそも、セツメールをはじめのきっかけ
**「南砺市まちづくり
 基本条例」**

とは？

なんと
南砺で暮らしてませんか!



-3-

まちづくり基本条例とは？

- ・市民が主体となったまちづくりを進めるための仕組み（基本ルール）を定めたものです。

南砺市まちづくり基本条例策定へ。期間：H21～H23

H21 ワーキンググループ公募で勉強会開催

H22 すべて公募44名の「みんなで考える

南砺市協働のまちづくり条例市民会議」を設置。
 関係団体の代表者からなる

「南砺市協働のまちづくり条例策定委員会」
 を設置。すべて市民の手による条例。

H24年3月定例会で可決。7月1日施行。

行政運営の透明性、市民との情報共有を規定しています。

-4-

南砺市まちづくり基本条例

前文

- ・このまちに「生まれてきてよかった」「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と思えることが市民の願い。
- ・一人ひとりが市政に参画し、市民が主体となって協働でまちづくりをすすめるために、この条例を定めます。

市民のまちづくりに向けた決意宣言

-5-

第2章 まちづくりの基本原則

第4条

市民及び市は、次の各号に掲げる基本原則について、当該各号に定める事項を遵守することにより、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民が主体の原則
- (2) 情報共有の原則
- (3) 協働の原則

-6-

(2) 情報共有の原則 市が保有するまちづくりに関する情報は、法令等の定めるところにより市民と共有するものとする。

情報が市民に伝わらない。

「公共施設利用に係る料金改定」
「補助金ガイドライン」「統合庁舎」
.....いつ決まった？

情報公開ではなく **市民と情報を共有しながらまちづくりを進める！**

-7-

では、本編へ！！

-8-

協働のまちづくり推進会議だより

協働のまちづくり推進会議は、平成24年7月施行の「南砺市まちづくり基本条例」により、市民と市が対等の立場になり進められる協働のまちづくりを、より一層推進するために設置されました。推進会議は次の3つについて、市長の諮問に応じ、または市長に意見を述べるために調査・審議します。

- (1) まちづくり基本条例の運用状況に関すること。
- (2) まちづくり基本条例の推進に関すること。
- (3) まちづくり基本条例の見直しに関すること。

現在は、「提言書の検討部会」「小規模多機能自治の推進部会」「情報共有部会」「条例の見直し部会」の4つの専門部会で活動しています。

まちづくり推進会議の活動とは

推進会議は今期で4期目となり、公募委員10名を含む20名が令和元年10月16日から2年間、市長から委嘱を受けて活動しています。

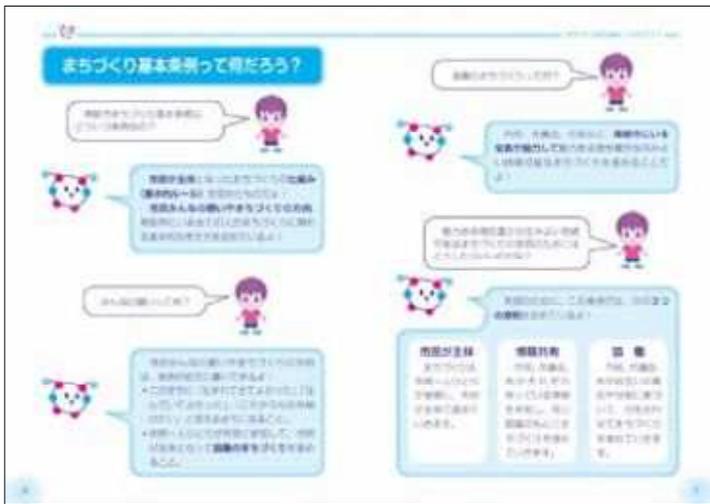
第4期まちづくり推進会議の活動内容

- ① 条例改正（令和2年7月改正）
 - ② まちづくり基本条例解説版
- 条例改正に合わせ、小・中・高校生にも理解してもらえらるような解説版の作成などに取り組んできました。

今回の解説版は、より広く市民の皆さんへ周知を図るため、電子版も作成しました。
下記のQRコードから、スマートフォンなどでご覧ください。



QRコード



まちづくり基本条例解説版

- ③ 市長への提言（令和3年7月26日）
まちづくり基本条例に基づき市長へ提言書を提出しました。



市長への提言



ア 「まちづくり基本条例や協働のまちづくりの普及について」
まちづくり基本条例や協働のまちづくりの認知が少ないため、普及に努め、特に小中学校の学習の中で学ぶ時間を設け、成果を発表する場を求めています。

イ 「小規模多機能自治のさらなる推進について」
地域づくり協議会の運営、および課題解決のためのガイドラインの作成や、活動を住民が評価しやすい基準の設定の調査研究を求めています。

問い合わせ 南砺で暮らしません課
協働のまちづくり係 ☎ 23 2037

現在、第5期推進会議の委員を募集中です！
詳細は12ページ、「委員の公募」をご覧ください。

学ぶ機会の創出

趣旨及び現況

まちづくり推進会議から、「南砺市まちづくり基本条例」のさらなる普及に向けての提言を受けたことから、南砺市総合教育会議にて、市内小中学校において「南砺市まちづくり基本条例」や「協働のまちづくり」について学ぶ機会の創出について提案した。

月	日	主な動き
7	26	推進会議から市長へ提言 ①まちづくり基本条例や協働のまちづくりの普及について ②小規模多機能自治のさらなる推進について
8	26	南砺市協働のまちづくり庁内推進本部
9	2	<u>南砺市総合教育会議にて提案</u> ・「南砺市まちづくり基本条例」や「協働のまちづくり」について学ぶ機会の創出について →松本教育長より、令和4年度の教育計画に組み入れるとの意向 ・小学6年生の社会で小規模多機能自治 ・中学3年生でまちづくり基本条例

第5期への引継事項について

1. 第3期から第4期への引継事項

- ・基本条例の見直しの有無について
- ・基本条例の精神を十分に活かした活動となっているかの検証
- ・人材リスト、中間支援組織の活用・運用状況、問題点の確認
- ・これまでの推進会議の流れや考えを次期の委員に引き継ぐ方法の検討

上記の内容が今後の役割と考えられ、これらを実現し推進会議を維持していくためには、過去の経験から内部に適切な分科会と、会議の方向検討や運営活性化すべく運営委員会の設置が必要である。これにより、小規模多機能自治・まちづくり基本条例等のチェック・フォローの役割を担える会議を期待したい。

2. 第4期 南砺市協働のまちづくり推進会議委員の取り組み内容

	会 議	内 容
R1.10.16	第 1 回協働のまちづくり推進会議	・委員の委嘱
R1.11.14	第 1 回運営委員会	・専門部会について協議
R1.12.3	第 2 回協働のまちづくり推進会議	・専門部会の設置について決定 ①提言検討部会 ②小規模多機能自治の推進部会 ③情報共有部会 ④条例見直し部会
R2.2.12	第 2 回運営委員会	・南砺市まちづくり基本条例の改正について協議
R2.2.18	第 3 回協働のまちづくり推進会議	・専門部会の状況報告について(部会長より) ・南砺市まちづくり基本条例の改正について協議
R2.7.22	第 3 回運営委員会	・中間支援組織認定要綱について ・南砺市まちづくり基本条例-解説版-について
R3.3.10	第 4 回協働のまちづくり推進会議	・南砺市まちづくり基本条例-解説版-について
R3.4.28	第 4 回運営委員会	・今年度のスケジュールについて
R3.5.26	第 5 回運営委員会	・提言について
R3.6.18	第 6 回運営委員会	・提言の修正について
R3.6.24	第 5 回協働のまちづくり推進会議	・提言の決定について

①提言検討部会（1回開催）

- ・次期委員への引き継ぎ方法について

②小規模多機能自治の推進部会（6回開催）

- ・小規模多機能自治の課題について議論

③情報共有部会（3回開催）

- ・学校教育でまちづくり基本条例や協働のまちづくりを学ぶ機会の創出について

④条例見直し部会（2回開催）

- ・解説版の作成について